第1章
支援体制の在り方

1 校内支援体制

担任一人で発達障害のある生徒等，特別な教育的ニーズのある生徒に対応していくのには相当の困難があります。そのため，学校として全職員の共通理解のもとに，いつでもだれでもが対応できる体制をつくる必要があります。
校内支援体制を早急に整備しましょう。

◆校内支援体制をつくろう

①校内委員会の設置

特別な教育的ニーズのある生徒の実態把握や，支援内容を検討する組織的な校内体制をつくることが大切です。その中心となって機能するのが校内委員会です。校内委員会は校務分掌に明確に位置づけることが重要です。

②特別支援教育コーディネーターの指名

特別支援教育を考える際にコーディネーターは鍵となる役割です。担任をはじめ校内の職員・保護者・外部の専門家が連携し，協力しながら個々の生徒の教育的ニーズに応じて適切な支援をすることが求められています。この総合的な支援の調整・まとめ役を担うのが特別支援教育コーディネーターです。

③校内研修の充実

特別な教育的ニーズのある生徒の支援については，全職員が十分な共通理解を深めた上，学校全体で進める必要があります。その意味で校内研修は非常に大切なものとなります。障害の基礎的理解のために外部から専門の講師をお迎えするのもよいでしょう。

◆連携がとても大切です

①保護者と連携

保護者の話を聞き，抱えている課題を把握し共通理解を図ります。その中で学校や家庭でできることを話し合い，共に取り組んでいく姿勢を築いていきます。

②中学校との連携

とりわけ重要なのは，今まで支援をしてきた中学校との連携です。

入学が決まった段階で，担当者同士の細かな引継ぎはその後の指導を左右します。また，保護者の了解の上で，中学校からの「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」または「プレ支援シート」の引継ぎはとりわけ重要です。

③関係機関と連携

医療機関・特別支援学校・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー・地域支援センター等との連携のもとに支援をしていく必要があります。また，就労支援の観点からハローワーク等労働機関との連携も重要となります。

◆確かな支援のために「個別の指導計画」を作成しよう

特別な教育的ニーズのある生徒には，学習・生活について個々の生徒に応じた計画的，効果的な指導計画が必要です。「個別の指導計画」を作成することによって，特性に応じた具体的な支援の方法や支援の担当者などを明らかにすることができます。

校内支援体制概念図

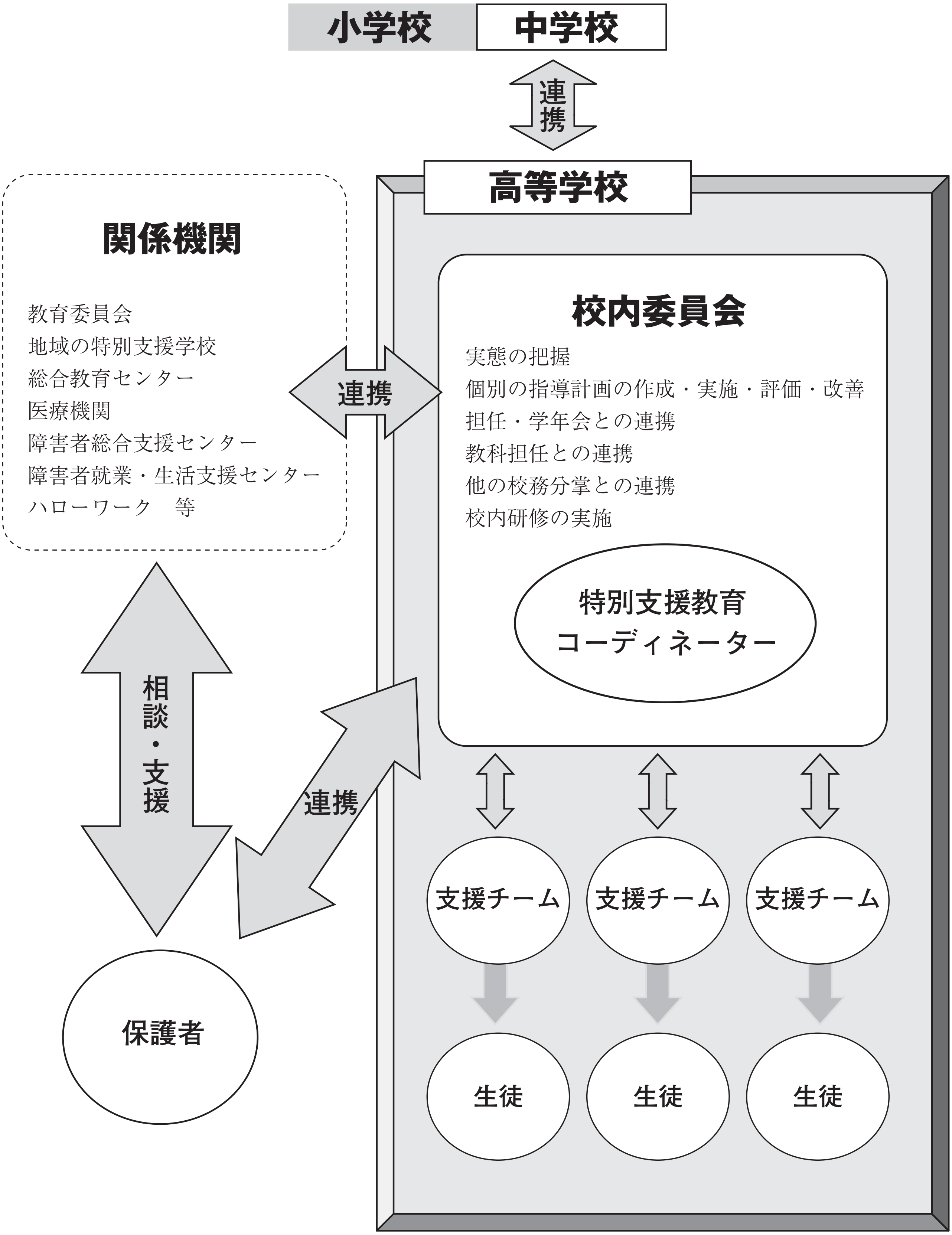
小学校
中学校
連携
高等学校
関係機関
教育委員会
地域の特別支援学校
総合教育センター
医療機関
障害者総合支援センター
障害者就業・生活支援センター
ハローワーク　等
連携
校内委員会
実態の把握
個別の指導計画の作成・実施・評価・改善
担任・学年会との連携
教科担任との連携
他の校務分掌との連携
校内研修の実施
特別支援教育
コーディネーター
相談・支援
連携
支援チーム
支援チーム
支援チーム
保護者
生徒
生徒
生徒

2 校内委員会の整備

校内委員会は，特別な教育的ニーズのある生徒を早期に把握し，具体的な支援の在り方や保護者や関係機関との連携を検討する校内支援体制の中核組織です。学校全体としての支援を行うためには，校内委員会を校務分掌に明確に位置づけ，この委員会で話し合われた内容は，あらゆる機会を通して全職員に伝えられ，共通理解を図ることが重要です。

◆校内委員会の設置

校内委員会を校務分掌にどのように位置づけるかは，各学校の実情によってさまざまに考えられます。新規に委員会を組織する場合は，既存の組織との役割分担を調整し，他の組織との連携がとりやすい機能的な組織にする必要があります。また，既存の組織に特別支援教育の機能を加える場合は，対象となる生徒への支援についての検討が多様な角度から行えるように，組織の強化・拡充を図る必要があります。

★構成メンバーの例　（各校の実情に応じて構成します）

特別支援教育コーディネーター・・・・・・	総合的な支援の調整・まとめ役
校長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学校運営の責任者
教頭・教務主任・・・・・・・・・・・・・・	渉外・時間割など学校運営の調整役
学年主任・・・・・・・・・・・・・・・・・	学年の調整役・生徒の実態把握
生徒指導主任・・・・・・・・・・・・・・・	生活指導全般
教育相談担当・・・・・・・・・・・・・・・	生徒理解の支援者
養護教諭・・・・・・・・・・・・・・・・・	保健・健康関係の支援者
その他校内外の関係者・・・・・・・・・・	アドバイザー

◆校内委員会の役割

①生徒の実態把握と支援チームの設置

特別な教育的ニーズのある生徒に対して適切な支援を行うためには，学習，行動，コミュニケーション，対人関係など，生徒のつまずきや困難さに気づいて，その実態を把握することが大切です。支援が必要と判断した生徒の情報をさまざまな角度から収集し，その結果を整理集約することによって，生徒の持っている課題を明らかにします。また，必要に応じて柔軟に少人数の支援チームをつくって支援会議を開きます。

②個別の指導計画の作成

教科担任制において，職員間で支援の方針・内容を共有し，支援の具体化につなげるためには，生徒・保護者のニーズ，支援方針，目標，内容，方法，期間，評価などについて記述した個別の指導計画が有効です。

③保護者・関係機関との連携

保護者と情報を共有し，保護者とともに生徒に対する支援を考え，協力して取り組んでいくことが大切です。また，校内委員会での話し合いをもとに，必要に応じて関係機関（教育・医療・福祉・労働等）と連携し支援を行います。

④校内研修の運営

各校の実情に応じて，特別支援教育を進める上での課題を整理し，発達障害のある生徒の支援方法等について職員間で共通理解を図るために校内研修を実施します。

3　特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは，生徒への支援が一貫して効果的に行われるように，学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整，保護者からの相談窓口，担任への支援，校内委員会への情報提供といった役割を担います。

◆校内の連絡調整

特別支援教育コーディネーターは，特別な教育的ニーズのある生徒について，担任等と相談すると共に，生徒指導，不登校対策，教育相談などの校内の分掌や委員会と連携して生徒の情報を収集し，支援の連携を図るために連絡調整を行います。

◆校内の実態把握

特別支援教育コーディネーターは，学年会などと連携して中学校から引継ぎがあった生徒についての実態を把握します。また，校内の学習面，行動面で気になる生徒や生徒の指導について悩んでいる職員の状況を把握できるような校内の体制をつくるよう提案し，校内委員会がうまく機能するようにしていきます。

◆支援会議の招集・個別の指導計画の作成

特別支援教育コーディネーターは，支援が必要と考えられる生徒について，校内委員会だけでなく，必要に応じて少人数の支援チームをつくって支援会議を招集します。支援会議では，生徒の現状と課題を明確にして，今後の支援の方針や具体的な支援の内容・方法などを検討します。特別支援教育コーディネーターは，支援会議の検討結果を校内委員会に報告し，担任の協力を得ながら個別の指導計画の作成につなげます。また，作成した個別の指導計画について職員会議等で報告し，全職員の共通理解を図ります。

◆校内研修の企画

特別支援教育コーディネーターは，特別支援教育に関する職員の意識や知識を把握するとともに，研修内容等の要望を聞いて，生徒の具体的な支援につながる校内研修を企画します。実施後は，実際の支援に役立っているか，職員の意見を聞きながら，研修会の内容の改善に役立てます。

◆連携の窓口

特別支援教育コーディネーターは，保護者からの相談窓口となり，保護者の気持ちを受け止め，受容と共感を大切にしながら信頼関係が築けるように配慮し，保護者を支援します。

さらに，関係機関との連絡調整が必要になった場合の窓口となり，有効な支援が行われるために情報を収集します。その内容によっては保護者に説明し理解を得る必要があります。

4 校内支援体制の充実

特別支援教育においては，全職員が連携し全校の協力体制の中で生徒の支援にあたることが何より大切になります。そのためには，日ごろから「自らの学級にいる課題を持つ生徒」や「教科担当者・保健室から見て気になる生徒たち」についての情報を職員間で共有し，共に語り合うことのできる体制づくりをしていくことが必要です。

また，各教科の学習指導については，特別支援教育の視点から授業を見直してみることが大切になってきます。特別な教育的ニーズのある生徒に分かりやすい授業は，他の生徒にとっても分かりやすい授業となります。このような授業改善は，学校全体の教育力の向上につながります。

◆情報の共有と生徒理解

①学年会（職員会議）

各学級の生徒の情報交換と共通理解の時間を確保し，話し合いをします。特別な教育的ニーズのある生徒への対応の仕方を共通理解した上で支援していくようにします。

②教科担当者会

高校では，教科担当者間の連携も大切になります。特別な教育的ニーズのある生徒の情報を共有し，支援の方針や内容・方法の共通理解を図るために適宜開催します。

③校内委員会

担任や教科担当者が把握している生徒の情報を共有し，特別な教育的ニーズのある生徒の実態を把握します。そのうえで，個別の指導計画の作成を通して，「だれが」「どの時間に」「どこで」支援していくかといった，学校としての支援について共通理解を図るようにします。

④他の校務分掌との連携

生徒同士のトラブルなど生徒指導に関することは生徒指導係，就職や進学については進路指導係と密接に連携していく必要があります。

◆授業・学級における支援

①個別の指導計画と教科指導

個別の指導計画には，支援を必要とする生徒の特性や支援の方針，目標等が示されています。対象の生徒にかかわる教科担当者は，支援の方針を踏まえ，各教科の学習場面の支援につなげていきます。教科担当者が，同じ方針のもとに支援しながら，各教科の特性を生かしていくことが大切です。

②授業における支援

個々の生徒の特性を理解し，その生徒の実態に合わせた支援をしていくことが大切です。生徒によっては，学習の仕方が分からず，困っている場合があります。授業での行動観察やテストの誤答分析を行い，配慮が必要と思われる生徒には教科の学習の仕方を伝えます。また，授業の中の生徒の何気ないしぐさから生徒が困っていることに気づき，効果的な支援につながったということがよくあります。

③学級における支援

特別な教育的ニーズのある生徒への支援とともに，周囲の生徒たちへの指導も大切です。周囲の生徒たちは，支援対象の生徒の言動が理解できないために，どのように対応してよいか悩んでいることがあります。そのような生徒たちが，支援対象の生徒とうまくつきあえるように，学級内によい関係をつくることが，担任としての大切な役割です。

特別な教育的ニーズのある生徒への対応だけでなく，学級の一人一人の生徒が，大切にされていると実感できる学級づくりが大切です。

5 関係機関との連携

生徒一人一人の教育的ニーズに応じて，適切な支援を行うためには，学校だけで考えるのではなく，その子にかかわっている保護者，医療関係者，地域の支援者などと連携をとることが大切です。各校の特別支援教育コーディネーターが中心となってそれらの機関と連絡をとり，情報交換をすることによって，それぞれの専門的立場から，よりよい支援の方向をいっしょに考えていくことができます。それが特別な教育的ニーズのある生徒に支援をしていく上で，大きな手助けとなります。

生徒の実態によって必要とする支援の内容も変化するので，中心となる機関を決め，さらにその時々の状況に応じて他の機関と連絡をとることで，より適切な情報を得ることができます。支援の方向がはっきりしない場合には，特別支援学校や支援センターに相談をすれば，「どこに連絡すればよいのか」ということも含めて具体的なアドバイスをもらうことができます。

◆主な関係機関

《特別支援学校》

・地域の特別支援教育におけるセンター的な役割を担っています。
・それぞれの障害に応じた対応の仕方，具体的な支援の方法などについて相談できます。
・心理検査の実施や特別支援教育の校内研修会などに協力してもらえます。
・「個別の指導計画」の作成にかかわって具体的なアドバイスがもらえます。

《障害者総合支援センター》

・障害のあるなしにかかわらず，支援の必要な子どもたちが安心して地域で生活できるように，学校にかかわることや家庭での生活も含めて様々な相談をすることができます。
・相談した内容に基づき，地域の関連機関と連絡・調整しながら具体的な支援の方向を検討し，生徒の実態に応じた支援をしてもらえます。
・それぞれのケースに応じて療育コーディネーターや生活支援ワーカー，就業支援ワーカーなどの専門職員によって，より適切な支援を受けることができます。

〔療育コーディネーター〕

・小・中・高等学校などの子どもにかかわって学校や家庭での生活について幅広く相談ができます。
・学校や医療機関などの関係機関との連絡・調整を行い，よりよい支援が受けられるようにアドバイスしてもらえます。（保健・福祉サービスの利用についてもアドバイスがもらえます）

〔就業支援ワーカー〕

・関係機関と連携し，就職に向けた準備，求職活動，職場定着に関する支援をしてもらえます。

〔生活支援ワーカー〕

・生活習慣や健康管理など日常生活にかかわることや生活設計に関するアドバイスがもらえます。

《それぞれの生徒の出身中学校》

・中学校で学習した内容を確認することができます。
・中学校での支援の内容や方法についての情報をもらうことができます。
・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」などの情報をもらい，支援をするときの参考にすることができます。（入学前に連絡会を開いて確認するとよいでしょう）

《医療機関》
・生徒の実態や障害の診断に応じて医療面からの専門的なアドバイスがもらえます。（相談する前に学習の様子や生活態度などを伝えておくと，より具体的なアドバイスがもらえることがあります）
・医師と本人，保護者の同意のもと心理療法や作業療法が行われることもあります。（すでに心理療法や作業療法を行っている場合には，内容や生活・学習面への応用などについて話を聞くことも支援のあり方を考えていく上での手がかりとなります）

プライバシー保護の観点から，学校での記録を外部に出すことについては，事前に保護者や学校長の承諾を得ることが必要です。
また，医療機関から情報をもらう場合も保護者や医師の承諾を得る必要があります。

《自閉症・発達障害支援センター》
・長野県精神保健福祉センター内にあります。
・自閉症をはじめとする発達障害について相談をすることができます。（電話による予約制）
・県内のどこの地域でも理解や支援が受けられるように，各地域の関係機関と連絡・調整をしながら支援をしてもらえます。

◆その他の関係機関

〔教育関係〕
○長野県教育委員会
（特別支援教育課）
○長野県総合教育センター
（生徒指導・特別支援教育部）
○市町村教育委員会
○教育事務所　等

〔就労関係〕
○ハローワーク
○障害者就業・生活支援センター
○長野障害者職業センター　等

〔福祉関係〕
○福祉事務所
○児童相談所
○市町村福祉課 等

〔保健関係〕
○保健所

※巻末に特別支援学校や支援センターなどについて詳しい情報が掲載されています。

◆支援会議を開きましょう

外部の関係機関と連携し，より適切な支援を行っていくために支援会議を開くことが重要になります。学校の関係者や保護者，地域の支援者などが一同に会し，基本的な情報を共有しながら同じ目線に立ち，それぞれの立場から意見を出し合って，より効果的な支援の方法を考えましょう。

【支援会議を開くまで】

〔保護者，担任〕
・問題点や困っていることなどを挙げます。
・特別支援教育コーディネーターに支援会議の要請をします。

⇒

〔特別支援教育コーディネーター〕
・校内委員会を招集し，問題点や課題を明確にします。
・相談の内容に応じて，特別支援学校や支援センターなど必要と思われる関係機関に連絡します。

⇒

〔支援会議〕
・それぞれの立場から意見を出し合います。
・支援の方法について確認します。

◆連携マップを備えましょう

自分の学校を中心に連携している関係機関を線でつなぎ，連携マップを作ってみましょう。さらに各機関の担当者や連絡先を書き込むことで，支援のつながりが明確になるだけでなく，連絡がスムーズになり，支援会議なども開きやすくなります。

【連携マップの例】

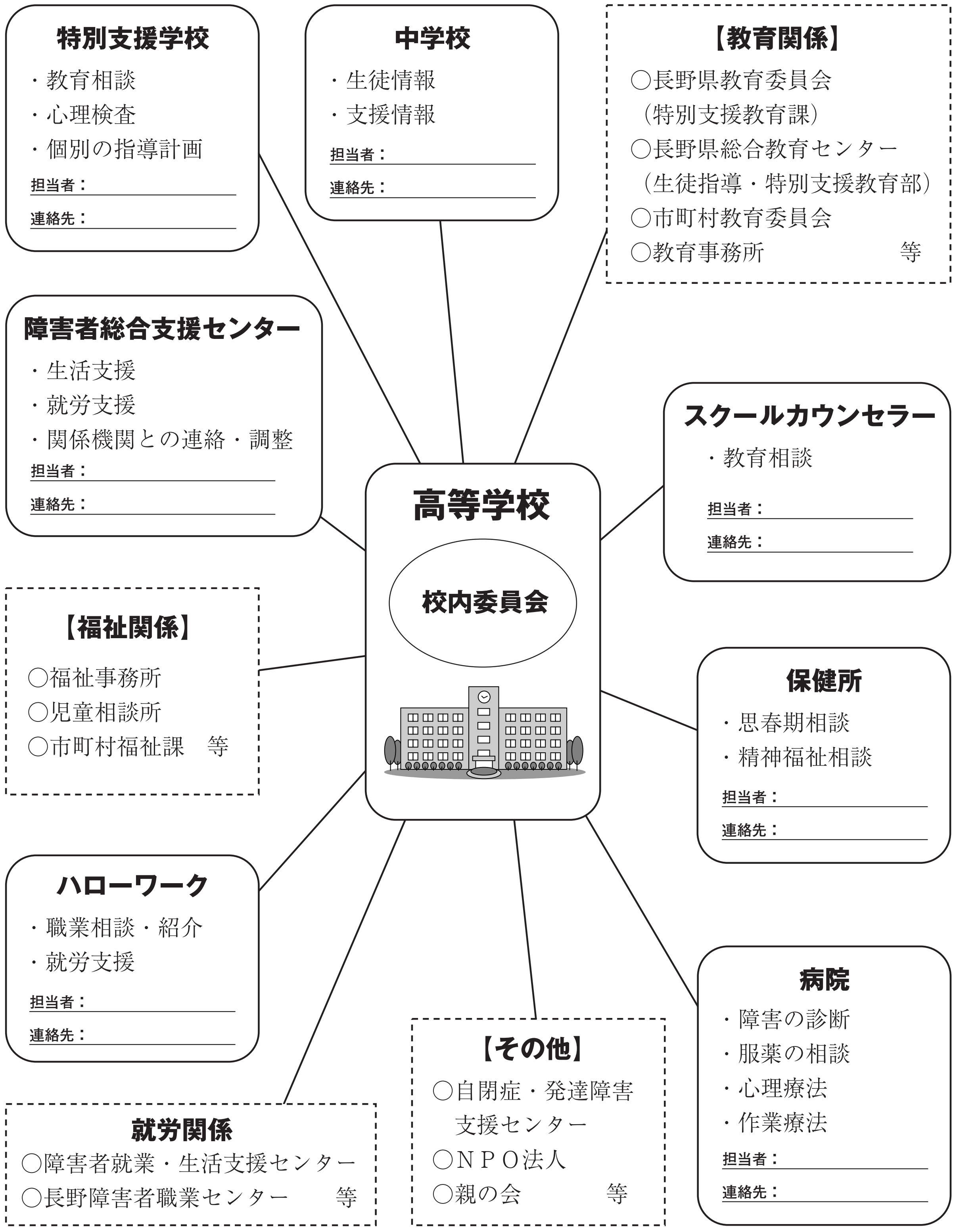

コラム

「個別の教育支援計画」の作成と活用

乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため，医療，福祉，労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を関係者の共通理解をもとに作成します。これをもとにして，長期的な視点に立った支援を行っていくことが可能になります。

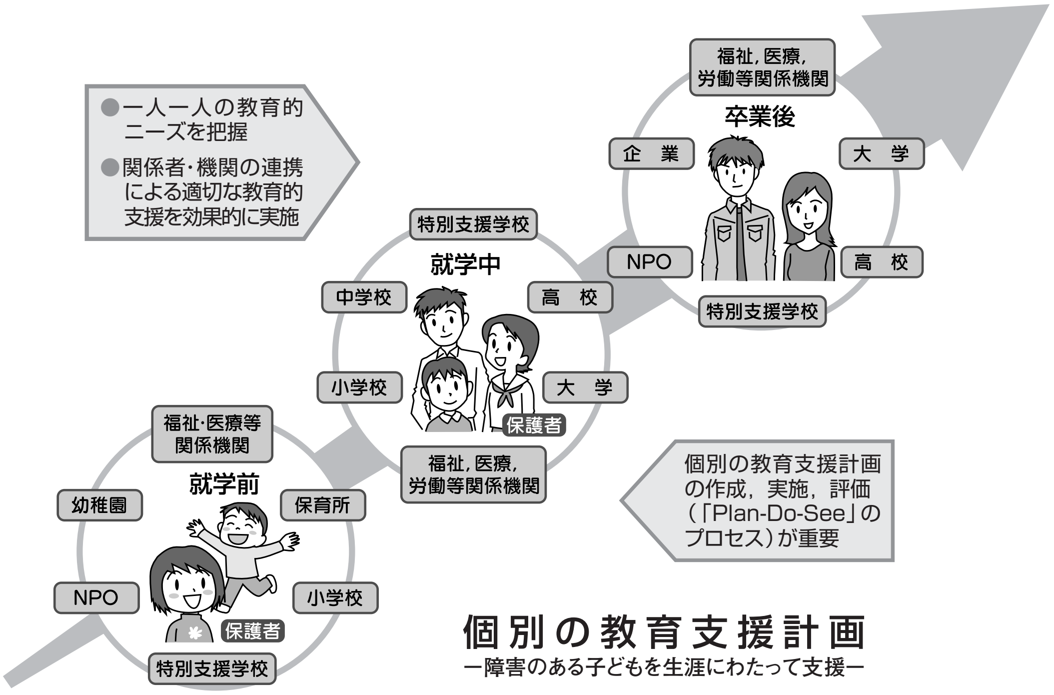

「個別の教育支援計画」と
「個別の指導計画」の関係は？

「個別の教育支援計画」を学校において具体化したものが「個別の指導計画」です。「個別の教育支援計画」の長期的な目標をもとに，校内における学習や生活について短期の目標を設定し，指導・支援にあたります。

特別支援教育の理念

「一人一人の教育的ニーズに応じた支援を」というのが，特別支援教育の基本的な考え方です。これは障害のあるなしにかかわらず，すべての生徒にとって大切なことです。

障害のある生徒への指導で大切にしている「指示は短い言葉で一つずつ」や「活動の手順や結果をイメージしやすく」といったことは，どの生徒にとっても有効な支援であり，生徒にとって分かりやすく指導をするという教師としての基本的な心がけにも通じています。

また，クラスでは一人一人の生徒が認められる場を増やしていくことが，友だちのよさに目を向け，「人にはそれぞれ違いがありよさがある」というかけがえのない人権感覚を育み，互いに認め合い，助け合う集団へと成長する礎となるものです。

学校が組織として「困っている生徒」の支援を行っていくと同時に，校内のすべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように環境を整備することが，益々重要になってきています。